

## 越前市保育士等就労助成金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、越前市内の保育人材の確保を図るため、市内の保育施設において、正規職員として就労する保育士等や保育実習を行った学生に対して、越前市保育士等就労助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設であって、福井県又は越前市の認可を受けた施設をいう。
- (2) 正規職員 保育施設において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間就労し、雇用期間の定めがない者をいう。
- (3) 保育士等 児童福祉法第18条の4に規定する保育士及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する保育教諭をいう。
- (4) 学童保育 児童福祉法第34条の8の規定による放課後児童健全育成事業をいう。

### （助成金の種類等）

第3条 助成金の種類は、次に掲げるものとし、対象者、交付の要件等及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 就労奨励金
- (2) 県外者支援金
- (3) 継続奨励金
- (4) 実習支援金

(助成金の交付の申請)

第4条 前条第1号から第3号までの助成金の交付を受けようとする者にあつては越前市保育士等就労助成金交付申請書兼請求書(就労者用)(様式第1号。以下「就労者用申請書」という。)に、前条第4号の助成金の交付を受けようとする者にあつては越前市保育士等就労助成金交付申請書兼請求書(実習者用)(様式第2号。以下「実習者用申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて別表に規定する申請期限までに市長に提出しなければならない

- (1) 就労等証明書(様式第3号の1又は第3号の2)
- (2) 助成金の振込先の口座番号、名義人等が確認できる通帳等の写し
- (3) 前歴確認書(様式第4号)(就労奨励金又は県外者支援金の交付を申請する者に限る。)
- (4) 県外からの引っ越しに係る費用を支出したことが分かる領収証等の写し、礼金の金額が記載された住宅の賃貸借契約書の写し及び礼金を支払ったことが分かる書類又はこれらに相当する書類等(県外者支援金のうち基本分の交付を申請する者に限る。)

(助成金の交付決定等)

第5条 市長は、就労者用申請書による申請及び請求があつたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、越前市保育士等就労助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、実習者用申請書による申請及び請求があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、助成金の交付をしないことを決定したときは、規則第6条第3項の補助金等不交付決定通知書により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(手続の併合)

第6条 第4条の規定により提出された就労者用申請書は、規則第13条第1項に規定する書類とみなし、前条第1項の規定による助成金の交付の決定は、規則第14条第1項に規定する額の確定とみなし、越前市保育士等就労助成金交付決定通知書は、規則第15条に規定する書類とみなすものとする。

2 第4条の規定により提出された実習者用申請書は、規則第13条第1項に規定する書類とみなし、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、規則第6条第1項及び規則第15条第1項の通知があったものとみなす。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、越前市保育士等就労助成金交付取消決定通知書(様式第6号)によりその旨を通知し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 就労奨励金の交付を受けた場合に、正規職員として採用された日から2年を経過せずに離職又は非正規職員となったとき。

(2) 継続奨励金の交付を受けた場合に、交付の申請を行った年度に離職し、又は非正規職員となったとき。

(3) 規則その他の関係規定及び交付の条件並びにこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により助成金の返還を求める場合は、既に交付した助成金の全部の返還を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求める場合は、加算金及び延滞金を付さないものとする。

4 第1項の規定により助成金の返還を市長より求められた者は、市長が定める期日までに市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

越前市保育士等就労助成金

| 種類       |              | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                    | 申請期限                                                                                                                               | 助成金の額                                                                                                                                                                       |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 就労奨励金  |              | 民間事業者が経営する市内の保育施設において、令和4年4月1日以降に正規職員として採用された保育士等であって、次のいずれにも該当するもの<br><br>(1) 採用された日から起算して1年を経過していない者。ただし、採用された日から起算して1年以内に3月以上の間休暇を取得し、又は休業した場合（休暇を取得し、又は休業する予定の場合を含む。）は、この限りでない。<br><br>(2) 採用された日から過去2年に市内の保育施設において正規職員の保育士等として雇用されていない者<br><br>(3) 学童保育に従事していない者  | 採用された日が属する年度の3月31日。ただし、採用された日から起算して1年以内に3月以上の間休暇を取得し、又は休業した場合（休暇を取得し、又は休業する予定の場合を含む。）は、復職した日が属する年度の3月31日。                          | 1人1回限り200,000円                                                                                                                                                              |
| 2 県外者支援金 | (1) 基本分      | 市内の保育施設において、令和4年4月1日以降に正規職員として採用され、採用された日から起算して1年以内の保育士等で、次のいずれにも該当する者<br><br>(1) 次のいずれかに該当する者<br>ア 福井県外の保育士養成施設を卒業後1年以内の者<br>イ 福井県外からのU I J ターンにより県内に移住後1年以内の者<br><br>(2) 学童保育に従事していない者                                                                               | 採用された日が属する年度の3月31日                                                                                                                 | 就労に際し発生した県外からの転居に伴う引っ越し費用（採用された日以前に生じた費用を含む。）及び住宅を賃貸した場合の礼金の額の合計額。これに1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。<br><br>※他の補助金の交付を受け、又は受ける予定でない場合に限る。<br><br>※1人1回限りとし、200,000円を上限とする。 |
|          | (2) 市内移住者支援分 | 上欄の規定による県外者支援金基本分の対象者であって、採用された日において越前市に住所を有する者                                                                                                                                                                                                                        | 採用された日が属する年度の3月31日                                                                                                                 | 1人1回限り50,000円                                                                                                                                                               |
| 3 継続奨励金  |              | 民間事業者が経営する市内の保育施設において、令和2年4月1日以降に正規職員として採用された保育士等であって、次のいずれにも該当するもの<br><br>(1) 次のいずれにも該当する者<br>ア 採用された日から起算して2年を経過した者<br>イ 採用された日から起算して3年を経過していない者。ただし、採用された日から起算して2年を超え3年を経過する日までの間に3月以上の休暇を取得し、又は休業した場合（休暇を取得し、又は休業する予定の場合を含む。）は、この限りでない。<br><br>(2) 学童保育に従事したことのない者 | 採用された日から起算して2年を超えた日が属する年度の3月31日。ただし、採用された日から起算して2年を超え3年を経過する日までの間に3月以上の休暇を取得し、又は休業した場合（休暇を取得し、又は休業する予定の場合を含む。）は、復職した日が属する年度の3月31日。 | 1人1回限り100,000円                                                                                                                                                              |
| 4 実習支援金  |              | 市内の保育施設において、保育士資格取得のための保育実習を行った者                                                                                                                                                                                                                                       | 保育実習が終了した後であって、保育実習が終了した日が属する年度の3月31日                                                                                              | 1年度1回限り1人当たり10,000円                                                                                                                                                         |